

5月17日(水)

### 納期内納税 キャンペーン

5月17日(水)に東久留米駅頭で、「都内全区市町村一斉納期内納税キャンペーン」を実施します。当日は、市職員が駅頭に立ち、チラシ等を配布し、市税の納期内納税を呼び掛けます。勤務時間帯ではありますが、ご理解の程よろしくお願ひします。詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

5月31日(水)は、固定資産税第1期、軽自動車税の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。  
【市税納期限】下表の通り  
詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

## 納税にご協力を

#### 市税納期限一覧

	固定資産税 都市計画税	市・都民税 (普通徴収)	国民健康 保険税	軽自動車税
1期	5月31日	6月30日	7月31日	5月31日
2期	7月31日	8月31日	8月31日	
3期	12月25日	10月31日	10月2日	
4期	19年2月28日	19年1月31日	10月31日	
5期			11月30日	
6期			12月25日	
7期			19年1月31日	
8期			19年2月28日	
9期			19年3月26日	

## 春の行政相談強調週間

5月22日(月)~28日(日)

「春の行政相談強調週間」は、行政相談制度について広報および関係行事を積極的に実施し、広く市民の皆さんに同制度への理解を深め利用していただくものです。毎日の暮らしの中で、国・都・市役所などの仕事へのご意見や苦情・要望はありませんか。そのようなときは、行政と住民とのパイプ役として総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が相談に応じています。

【相談内容】年金・保険、道路、河川、郵便、登記、福祉など行政全般  
【市の行政相談委員】 栄田征子氏 ☎471・2416 小山正勝氏 ☎471・3955 篠宮松美氏 ☎465・1839

次の窓口でも相談を受け付けています  
ぜひご利用ください。

総務省東京行政評価事務所の「行政苦情110番」 ☎0570・090110 (ファクス 03・5331・1761)

総務省のホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

東京総合行政相談所(西武百貨店池袋店7階) ☎03・3987・0229 (休業日を除く毎日受け付け)

市でも行政相談を実施しています

市では、奇数月の第2水曜日、午後1時~4時に市役所2階相談室で行政相談を実施しています。また、日ごろ電話での相談も「行政相談委員」は受け付けています。相談費は無料です。気軽にご利用ください。

詳しくは広報課広聴担当 ☎470・7708へ。

### 市内の優先整備路線

- 東京都施行  
東3・4・15号線の1(東3・4・18号線~東3・4・21号線)  
東3・4・18号線(五小通り~東3・4・13号線)
- 市施行  
東3・4・13号線(東3・4・18号線~本町四丁目)  
東3・4・20号線(神宝町一丁目~新座市境)  
東3・4・21号線(小平市境~主要地方道5号線 新青梅街道)

「多摩地域における都市計画道路の整備方針」がまとまりました。主な内容は、未着手の都市計画道路を対象とした必要性の確認、今後10年間に優先的に整備すべき路線(優先整備路線)の選定(第三次事業化計画)、多摩の地域特性を踏まえた新たな道路整備のあり方の提案、優先整備路線に選定されなかった路線についての都市計画道路区域内の建築制限の緩和、などです。

この案の全文は、都都市整備局ホームページ、都民情報 ☎470・7776 2へ。

都都市整備局ホームページ  
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

## 6月から ひばり保育園で 一時保育を始めます

4月に開園したひばり保育園(ひばりが丘団地8ノ10)では、6月から一時保育事業を行います。

育が必要となる場合に利用いただけます。

対象 児童  
満1歳~未就学児

保育 時間  
祝日を除く月曜~土曜日の午前8時半~午後5時

利用 料  
全日2000円、半日1000円(食事代を含む)。

詳しくは同保育園 ☎463・6655へ。

### 児童扶養手当の額が 改定されました

詳しくは子育て支援課 ☎470・7736へ。

母子家庭の生活の安定と自立を促進するために支給されている児童扶養手当の額が4月から次の通り改定されました。

一部支給 月4万1771円~9850円(改定前4万1870円~9880円)  
今回の改定は、消費者物価指数のマイナス0.3%を基準として改定されたものです。

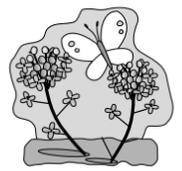
4月1日から、支給対象年齢が、現在の小学校3学年終了前(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校修了前(12歳到達後最初の年度末)までに拡大されました。また所得制限も下表の通り緩和されました。4・5月分は16年分の所得で判定しますが、6月分からは17年分の所得で判定します。今まで所得制限で支給できなかった方も受給できる場合があります。

#### 児童手当所得制限額

扶養親族数	児童手当所得制限額 (カッコ内は特例給付)
0人	4600000円 (5320000円)
1人	4980000円 (5700000円)
2人	5360000円 (6080000円)
3人	5740000円 (6460000円)
4人	6120000円 (6840000円)
5人	6500000円 (7220000円)

扶養親族が1人増えるごとに380000円を加算。所得とは、源泉徴収票で支給所得控除後の金額を、確定申告では「所得合計の金額」をいいます。「特例給付」は、厚生年金や各種共済年金の加入者が対象となります。

## 児童手当法が 改正されました



4月1日から、支給対象年齢が、現在の小学校3学年終了前(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校修了前(12歳到達後最初の年度末)までに拡大されました。また所得制限も下表の通り緩和されました。4・5月分は16年分の所得で判定しますが、6月分からは17年分の所得で判定します。今まで所得制限で支給できなかった方も受給できる場合があります。

すので、子育て支援課 ☎470・7736へ連絡してください。なお、小学校4年生の児童

がいて、18年3月まで当該児童に対する児童手当を受給していた場合は、手続きの必要がありません。改正に伴う新規請求等は、9月29日(金)まで受け付けたものに限り特例的に、支給要件に該当した日にさかのぼって支給します。詳しくは同課へ。

## 「多摩地域における 都市計画道路の整備方針」が まとまりました

都と多摩地域の関係市町が共同で策定に取り組んでいた「多摩地域における都市計画道路の整備方針」がこのほどまとまりました。

主な内容は、未着手の都市計画道路を対象とした必要性の確認、今後10年間に優先的に整備すべき路線(優先整備路線)の選定(第三次事業化計画)、多摩の地域特性を踏まえた新たな道路整備のあり方の提案、優先整備路線に選定されなかった路線についての都市計画道路区域内の建築制限の緩和、などです。

この案の全文は、都都市整備局ホームページ、都民情報 ☎470・7776 2へ。

## 水防訓練を 実施します

東久留米消防署では、消防団と協力して台風シーズンに備えた水防訓練を実施します。

訓練を通して水防や治水の大切さを理解していただきますよう、市民の皆さんの来場をお待ちしています。

【日時】5月20日(土)午前9時~10時

【会場】東久留米消防署前沢出張所(前沢4-6-3)

詳しくは同署 ☎471・0119へ。